

さいたま市告示第 5 3 2 号

さいたま市生活保護法外援護事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市生活保護法外援護事業要綱の一部を改正する告示

さいたま市生活保護法外援護事業要綱（平成１３年さいたま市告示第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第２号（第４条関係） 生活保護法外援護決定通知書 [略] さいたま市長 [略]	様式第２号（第４条関係） 生活保護法外援護決定通知書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]

附 則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。